平成２８年（フ）第１１号
兵庫県淡路市浅野南59番地１　県営浅野住宅２－405
債務者　藤本　恵子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２号
兵庫県淡路市浅野南59番地１　県営浅野住宅２－405
債務者　藤本　和祷
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第３８号
和歌山県紀の川市古和田40番地３
債務者　向井　久純
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　桂介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
群馬県藤岡市藤岡894番地５　クロミーアⅡ102
債務者　五十嵐尚則
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多湖　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第８３３号
大阪府枚方市須山町17番11号
債務者　辻　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　祐生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県加東市梶原229番地９
債務者　ポプラ兵庫市川店こと　新山　達也
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１４号
兵庫県加東市梶原229番地９
債務者　新山　久美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第６号
広島県三次市四拾貫町84番地12、前住所広島県広島市西区横川町３丁目９番４－402号
債務者　中久保　涼
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第７号
広島県三次市四拾貫町84番地12、前住所広島県広島市西区横川町３丁目９番４－304号
債務者　中久保　渉
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第４１０号
横浜市青葉区すすき野３丁目２番地11　峻山パークヒルズ306
債務者　清家　信一
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４０号
函館市上野町36番15号
債務者　佐藤　晋也
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２３号
山形県長井市寺泉816番地の３
債務者　河井美智子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２１号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目10番11号パープルハイム108
債務者　岩橋　博子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９２号
埼玉県川越市月吉町20番地９（グリーンピア三裕303号室）
債務者　朝倉　有希
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目17　大井鶴ケ岡団地１－204、住民票上の住所埼玉県狭山市狭山台３丁目26番地　５－１－302
債務者　木村　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０９号
埼玉県川越市大字山田778番地16
債務者　多田美奈子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部